

日本、ドイツの実情は

判断能力が衰えた人の権利擁護のために後見人を選定する成年後見制度がスタートして10年。「措置から契約の時代」へと大きく方向転換をした日本の福祉の目玉政策であったが、利用者数は20万人に達せず、さまざまな問題を抱えている。世界初の国際会議、「2010年成年後見法世界会議」に出席した小田正二最高裁判所長も出席したドイツ法曹関係者も出て、成年後見のあり方をめぐって日独シンポジウムを開いた。

【岩石隆光】

日独識者講演

判断能力が衰えた人に対する支援法として2000年4月、成年後見法が施行されました。任意後見は、将来に備え、あらかじめ後見人を決めておく制度です。法定後見は、判断能力の衰えた関係者の申し立てにより、家庭裁判所が適任な援助者を選定する制度で、判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。

最高裁判所総務局家庭局第1課 小田正二課長

「社会でバックアップ」は着実

09年の65歳以上人口の増加が2・8%です。高齢者の増加を反映するものでした。今後、高齢者だけの世帯、単身世帯が急増する考えられています。その対策として、介護保険制度との連携、さらには地域で支える体制を確立することが大切と考えられています。実際に後見が始まると、裁判所が後見監督をしている件数は、5万6720件(09年)です。00年が3669件でしたが、この10年で15倍以上に増えたと考えられます。08年、現在も継続している例は13万件です。親族ではなく、第三者の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)が後見人となり、報酬が発生している件数は2万7777件(09年)で、00年の約90倍です。また親族がいないため、市区町村長の申し立てによるものが2471件、9%を占めています。

超高齢社会を支える 成年後見制度10年

ドイツ連邦司法省 トーマス・マイヤー課長

「世話法」で130万人を支援

ドイツの世話法は、少子高齢社会においては、なくてはならない法律で、現在130万人が世話を受けています。世話とは、民法に規定された法的な世話を意味します。例えば美容師の世話は、その美容師の日常生活の支援をするのであって、本人に代わって髪をカットするものではありません。選任されている世話人は、25万人、3分の1が職業世話人で、残りが、親族と市民後見人からなる名誉世話人です。ドイツでは、精神障害や知的障害の子が18歳で成人すると、世話を依頼することが多く、70歳を超える、多くの認知症の患者さんが、世話を受けることとなります。世話官庁、世話裁判所が、実際の運用にあたり、各

地にある世話人協会が、名誉世話人の養成教育にあたり、ドイツ、ドイツで大きな問題となっているのは、世話人数の増加が年1.3%であるのに対して、費用が年4.15%の割合で増え続けていることです。2005年に5億あった世話費が、09年には6億8000万にまでなりました。例えば、失業保険の申請や破産の申告は複雑です。しかし世話人の選任は容易にできるため、世話人の手続のために、世話人を選任する例もあつたほどです。世話人に頼りすぎるくらいがあつたので、費用を支払うことになっていまして、85%の人に支払い能力がないため、結局、州政府の負担となります。医師による鑑定費などもありますが、6億8000万円のほとんどが、職業世話人への報酬です。

世話法が改正されました。時間単位で支払われていた職業世話人の報酬は定額制となり、被世話人の収入に合わせた場合、日本の理由となりました。また、日本の任意後見にあたる準備代理の制度が導入されました。代理人は、財産管理、医療行為の同意など身上監護にあたり、費用は本人負担となります。必要のない世話費を抑え、判断能力が十分でなくなった人をより多くの人で支える体制が整いつつあります。



日独ともに、少子高齢社会を迎えています。労働人口が減少、社会の活力が落ちていくことを危惧する人々もいます。創出したシルバーマーケットが、高齢者を意識した商品開発が、新しい技術を生み出す可能性があります。2015年の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は、日本が25%、ドイツ20%と予測されており、日本の高齢化が少し先行しているように見えます。高齢者の就業率をみると、日本では65歳以上であっても20.1%が働いていますが、ドイツでは3.9%です。60〜64歳では日本59.8%、ドイツ37.8%で日独が近づきます。公式に決められている定年と実際の定年の平均は、日本の男

介護保険の基本は、互いに助け合うという連帯の原理と、自給自足の原則からなっています。ドイツでは、在宅での利用者が多く、220万人が支援を受けています。介護保険によって、経済的支援、助言が受けられ、社会保険に加入できます。保険料は、給付総額の1.95%で、雇用者と被雇用者がそれぞれ半額を負担します。子どもがいない場合、さらに0.25%の上乗せがあります。仕事をしていない配偶者、子どもも家族が被保険者となり、保険料は無料です。要介護者とは、身体・精神疾患を患い、少なくとも過去6カ月以上日常生活に不自由を来し、支援を必要とする人と定義されています。介護度は三つに区分され、所得に関係なく、その

ドイツ日本研究所経営・経済研究部 フロリアン・コールバッハ部長

高齢者が経済の原動力に

性は前者が63歳、後者が69.5歳、ドイツの男性は65歳と62.1歳です。日本は定年後も働いている人が多く、ドイツは反対に、定年前に辞めてしまふ人が多くなつてきています。少子高齢化における企業の責任は、年齢による差別を行わず、高齢者の雇用を創出し、定年を再考することです。ドイツでは、60歳以上が購買力に占める割合は30%であり、日本では50歳以上が、個人の金融資産の80%を占めているという事実を忘れてはいけません。これほど高齢者が注目されている時代はありません。日本では、紙オムツの年間売り上げは1600億円、大人用と乳児用との売り上げがほぼ拮抗するようになっていますが、このように、高齢者が経済の原動力となつて、新たなシルバーマーケットが創出されているのです。在日ドイツ商工会議所は、メンバーを対象に、08年に高齢社会についてのアンケート調査を実施しています。それによると、今後5〜10年におけるシルバーマーケットをどのように考えているかの質問に対し、大変重要との答えが55%、重要が38%でした。しかし、高齢者に絞って行った市場調査を実施したところ、80%が高齢者に特化した商品の開発には、まだ手を付けていないとの回答でした。それ故に、ライバルが少ない今こそ、シルバーマーケット参入の絶好のチャンスであるように思えてならないのです。

ドイツ連邦保健省 マティアス・フォン・シュバーネンフルューゲル審議官

適切な介護 見守る世話人

介護施設は、互いに助け合うという連帯の原理と、自給自足の原則からなっています。ドイツでは、在宅での利用者が多く、220万人が支援を受けています。介護保険によって、経済的支援、助言が受けられ、社会保険に加入できます。保険料は、給付総額の1.95%で、雇用者と被雇用者がそれぞれ半額を負担します。子どもがいない場合、さらに0.25%の上乗せがあります。仕事をしていない配偶者、子どもも家族が被保険者となり、保険料は無料です。要介護者とは、身体・精神疾患を患い、少なくとも過去6カ月以上日常生活に不自由を来し、支援を必要とする人と定義されています。介護度は三つに区分され、所得に関係なく、その

日独シンポジウム

申請ためらう例も 村申し立てもありですが、機能していないケースが少なくありません。また国の補助策として、成年後見制度利用支援事業があります。基本的には本人負担であるために申し立てを躊躇う傾向があります。ドイツは、職権申し立て主義ですが、日本は本人あるいは4親等以内の親族による申請主義をとっています。判断能力が落ちた状態で後見を依頼しなければならぬ、決心がつかず、申請がスムーズに行かない例が相当あるのではないのでしょうか。市区町村市民後見人による支援体制

制ができあがっていた。それがそのまま、数字に表れているように思えます。マイヤー 世話制度は20年の歴史があり、今後監督案件数は増える予測されています。医師が、この制度のけん引役を果たしてきまっています。臨床現場ではインフォームド・コンセント(説明と同意)が不可欠です。医師が、判断能力が落ちた患者の治療に際し、世話人あるいは代理人をつけることを要求し続けてきたのです。終末期医療や認知症、精神疾患、また閉鎖病棟への入院など、代理人の判断が重要なものとなり、やがて社会が世話人を必要と考

北野 わが国の任意後見制度は、公証人が公正証書マイヤー 一人の判断が世話法の審理数を決めるにあたり聞きましたが、日本では、後見人としての力量を高めるため、それぞれが研修機関を設けています。北野 日本の家庭裁判所は、3類型になっているだけに審査は容易かもしれませぬ。さらに家庭裁判所調査官の協力も得られます。大貫 現在の日本の専門職後見人は、弁護士3200人、社会福祉士3500

さらなる協力必須 シュバーネンフルューゲル 日独両国は、福祉の領域をテーマに、毎年、意見交換会を開いています。ドイツでは、日本の地域包括支援センターをモデルに介護支援センターを作り、地域で支える仕組みを作り上げて、来年は、この地域力をテーマに大いに話し合いしたいと思います。

フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所

制度と介護保険は、規定の上では接点はありません。ドイツでは、世話人協会が、実務上では緊密な関係にあります。介護保険を利用している人が被後見人である場合は、一部の自治体では、成年後見制度利用当たらねばなりません。ドイツの世話法は、利用者の成年後見法は、利用者数など、多くの違いがあります。ドイツの世話法は、日本と異なり、確かなシルバーマーケット発展のチャンスです。ドイツの世話法は、日本と異なり、確かなシルバーマーケット発展のチャンスです。

R5310-30 絶景の「ホテルエベレストビュー」約3880mに泊まる

シェルパの里 エベレスト街道 トレッキング9日間

今年、日本山岳会エベレスト登山隊初登頂40周年と、日本山岳協会創立50周年という節目の年にあたります。その記念企画として、ネパールのエベレスト街道を歩きながら、滞在するツアーを企画しました。かつてのエベレスト登山隊の面影を訪ね、眼前に迫るネパールの山々に想いを馳せてみませんか。多くの方のご参加をお待ちしております。

この旅の魅力

- 1 ホテルエベレストビューにゆったり2泊
- 2 シェルパの住むクムジュンの村を訪ね
- 3 伝説のシェルパと面会、記念品を贈呈

出発日と旅行代金 (大人お一人様)

2010年12月25日 378,000円

2011年2月10日 348,000円

お1人部屋追加代金 42,000円(カトマンズのホテルのみ)

※燃料サーチャージ(目安:12,200円/11月1日現在)が別途必要です。
※成田空港施設使用料等2,540円/海外空港諸税2,300円(11月1日現在)、ネパール査証代が別途必要です。

フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所

介護施設は、互いに助け合うという連帯の原理と、自給自足の原則からなっています。ドイツでは、在宅での利用者が多く、220万人が支援を受けています。介護保険によって、経済的支援、助言が受けられ、社会保険に加入できます。保険料は、給付総額の1.95%で、雇用者と被雇用者がそれぞれ半額を負担します。子どもがいない場合、さらに0.25%の上乗せがあります。仕事をしていない配偶者、子どもも家族が被保険者となり、保険料は無料です。要介護者とは、身体・精神疾患を患い、少なくとも過去6カ月以上日常生活に不自由を来し、支援を必要とする人と定義されています。介護度は三つに区分され、所得に関係なく、その

スケジュール

①【午前】成田発(途中乗り継ぎ)カトマンズ。着後専用車でホテルへ。<カトマンズ泊>②トレッキング1日目/歩程=約3時間。カトマンズ(国内線)ルクラ。歩いてバクティン村へ。<ロジック泊>③トレッキング2日目/歩程=約6時間。バクティンから標高約3400mにあるシェルパの里ナムチェバザールへ。<ロジック泊>④トレッキング3日目/歩程=約3時間。ナムチェバザールから眺めるエベレストの姿。標高約3880m、エベレストやアマダブラムを望む絶景のホテルエベレストビューに到着。<ホテルエベレスト泊>⑤トレッキング4日目/歩程=約2時間。植村直己さんエベレストに案内した伝説のシェルパ、バンパテンジンさんと面会、記念品の贈呈。植村さんも滞在したクムジュンの村を訪ね。<ホテルエベレストビュー泊>⑥トレッキング5日目/歩程=約1時間。シャンボチェへ下ります。下山はシャンボチェの丘からセナナクルへ。ルクラ(国内線)またはヘリコプターでカトマンズへ(ルクラを経由しない場合があります)。午後は自由行動。<カトマンズ泊>⑦終日自由行動(フライト予備日)<カトマンズ泊>⑧出発まで自由行動。【深夜】カトマンズ発*ホテルはご出発まで利用できます。⑨(途中乗り継ぎ)【午後】成田着、着後解散。

◆食事:朝7-昼4-夕5回付き(機内食は除く) ◆宿泊(カトマンズ)ホテルヒマラヤ、ホテルエベレスト、または同等クラス(シャンボチェ)ホテルエベレストビュー (ナムチェバザールとバクティン)ロジック ◆添乗員同行 ◆最少催行人数:10名 ◆利用予定航空会社:キャセイパシフィック航空

※ペンパテンジンさんは高齢のため、本人の体調によって面会中止となる場合もあります。なお、面会中止の場合でもクムジュンの村は訪問します。

※最高峰は標高約3,880m(ホテルエベレストビュー)となりますので高山病に対する注意が必要です。

掲載日に満席・中止の場合はご容赦下さい。 ※写真はすべてイメージです。

旅行企画 毎日新聞旅行 ☎03(3212)1831

受付(平日)9:30~17:30、(土日祝日休み)

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-11毎日新聞社内 (株)毎日企画サービス (http://www.maitabi.jp)

(観光庁登録旅行業第1280号)JATA正会員 ※詳細な旅行条件を事前に掲載の上、お申し込み下さい。